

# 九重町団体旅行誘致緊急対策事業(概要)

## 1 緊急対策事業の目的

東日本大震災、福島第1原発事故等により、風評被害や自粛ムード等で県内観光業界が非常に厳しい状況にある中、団体旅行の貸切バス料金を一部助成することにより、本町観光誘客の促進に資する。

## 2 助成の要件

- (1) 九重町内のホテル・旅館等に、日曜日から木曜日に1泊以上宿泊すること。  
(ただし、祝祭日の前日及び年末年始<12/28~1/2>の期間は除く)
- (2) 1団体20人以上の受注型企画団体旅行または手配団体旅行であること。  
ただし、①国、自治体等が実施する会議、研修、②学校行事の旅行、③宗教活動、政治活動の旅行  
④外国人の旅行は除く。
- (3) 旅行の予約申込を、JATA（一般法人日本旅行業協会）またはANTA（社団法人全国旅行業協会）に加盟している旅行会社を通じて行うこと。

## 3 助成対象

旅行会社（JATAまたはANTAに加盟）

## 4 助成額

参加者が 20~29人 20,000円/台  
30人以上 30,000円/台

## 5 実施期間

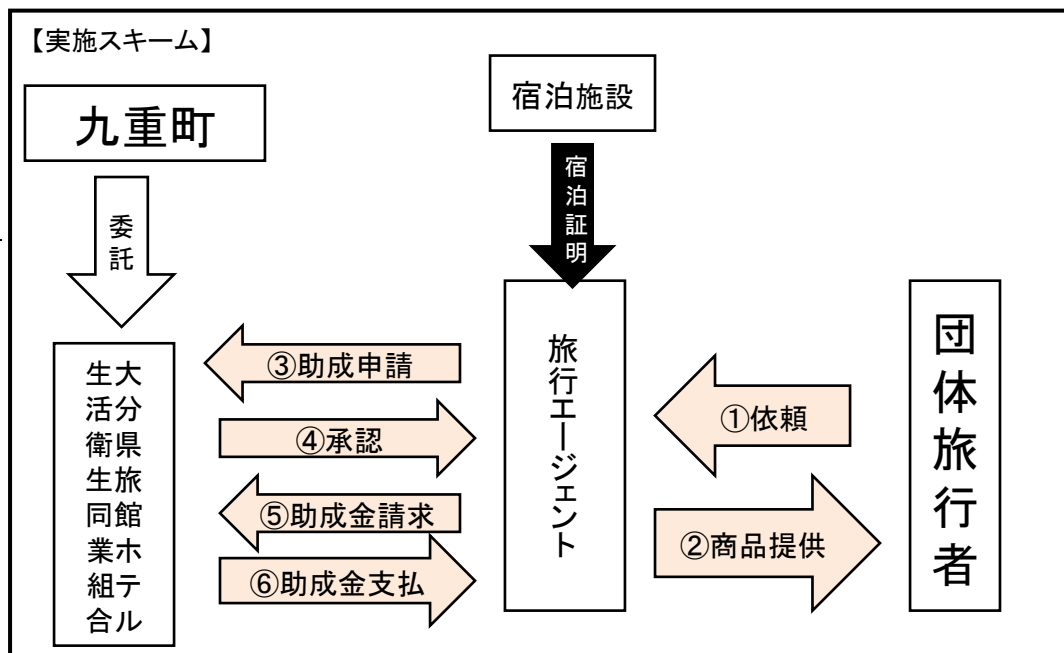
平成23年10月1日から平成24年2月29日

## 6 その他の要件

- (1) 助成金は実績報告書確認後の支払い。
- (2) 助成金は実績の順に支払い、事業予算の限度により終了。

## 7 参考

大分県の助成制度  
宿泊地の市町村が助成する場合に限り大分県も助成を行う。（当該市町村の助成額と同額を助成）



## 平成23年度 緊急対策九重町団体旅行誘致助成事業 実施要領

### 1. 事業の目的

平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災とその後の福島第1原発の事故により、県内においても風評の被害や自粛ムードなどによる旅行のキャンセルが相次いだため、県内観光業界は非常に厳しい状況にある。

そこで、旅行会社等が取り扱う貸切バスを用いた旅行商品造成の支援を行い、特に減少が大きい団体旅行を回復することで観光客の増加を図る。

### 2. 助成要件

旅行商品が、下記の要件を満たしていることが助成の条件となる。

ア	平成23年10月1日以降の新規予約による団体旅行で、九重町内に宿泊すること
イ	貸切バスを利用した旅行であること
ウ	1団体20人以上の受注型企画団体または手配団体旅行であること ただし、①国、自治体等が実施する会議、研修、②学校行事（修学旅行等）、③宗教活動、政治活動、④訪日外国人による団体旅行は対象としない。
エ	九重町内の宿泊施設に、日曜日から木曜日に1泊以上宿泊すること。ただし、祝祭日の前日および年末年始（12月28日から1月2日）の期間は対象外とする。
オ	同一の旅行で宿泊施設を変えて九重町内に2泊以上した場合は、宿泊施設ごとに助成金の申請ができる。
カ	旅行実績を証明する書類を添付すること
キ	本事業実施期間内に催行される旅行であること
ク	一般法人日本旅行業協会（JATA）、社団法人全国旅行業協会（ANTA）に加盟している旅行会社を通して予約を行うこと

### 3. 実施期間

平成23年10月1日～平成24年2月29日

### 4. 助成額

①バス1台につき、乗客数に応じて以下の金額を助成する。

乗客数（バス1台あたり）	助成額
1人～19人	なし
20人～29人	20,000円
30人以上	30,000円

②上記の人数には、料金が発生しない宿泊客（例・乳幼児等）を含めない。

③振込に関する経費が発生する場合は、当該経費は助成額に含むものとする。

④助成は予算の範囲内での実施とする。

### 5. 事務局

九重町団体旅行誘致助成事業の事務局は、以下のとおりとする。

大分県旅館ホテル生活衛生同業組合

〒874-0920 大分県別府市北浜 2-10-19 グランメールビル 4階

電話 0977-22-0401 FAX 0977-22-0417

## 6. 事務取扱手順

### (1) 助成対象事業者について

助成対象事業者は、一般法人日本旅行業協会（JATA）、または社団法人全国旅行業協会（ANTA）に加入している旅行会社とする。また、複数の事業所（支店、営業所等）がある旅行会社については、1つの事業所が取りまとめて申請を行う。

### (2) 実績報告および助成額の確定

助成対象事業者は、月初に前月の送客実績を取りまとめて、助成金申請書（様式1）を作成し、九重町内の施設が証する宿泊証明書（様式2）を事務局に送付する。事務局は、助成条件および宿泊施設の実績を確認し、助成の可否を決定し、助成額を確定し、助成対象事業者に通知する（様式3）。

### (3) 助成金の支払い

助成対象事業者は、額の確定通知の受領後、事務局に様式4により、助成金の請求を行う。事務局は助成金を、助成対象事業者に現金または指定する口座への口座振込により支払う。ただし、口座振込の場合は、助成額の合計から振込に要する手数料を差し引いた金額を振り込むものとする。

## 7. その他特記事項

(1) 助成金の支払いは、実績に応じた精算払いとする。

(2) 報告された実績について、助成条件に合致しない場合、実績に誤りがあった場合は、助成額の減額または助成を行わないことがある。

(3) 助成金の申請が遅延した場合、助成金の支払が遅れる、または、交付されないことがある。

(4) 助成事業実施期間であっても、助成金支払累計が予算額を超過した場合、当該助成金の交付は終了する。

(5) この要領に定めのない事項については、九重町と事務局が協議して定めるものとする。

## 附則

この実施要領は、平成23年10月1日から適用する。

NO

# 九重町団体旅行(貸切バス)誘致助成事業 助成金申請書

平成23年度団体旅行誘致緊急対策 (様式1)

市町村名		九重町											
会社名													
取扱個所・支店		団体名 (県名記入)		バス会社名 (県名記入)		台数	宿泊施設名	宿泊予約 依頼日	宿泊日	確定 人員	申請金額	◎宿泊施設の証明書添付必要 事務局確認日	
例	大阪支店	大分県	○×商事職場旅行	大分県	○△○バス	1		10月1日	10月8日	32	30,000		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
計													

◎月初に前月の送客実績を取りまとめて申請書を作成し、請求書(振込先記入)と併せて送付ください。

◎なお、必ず団体ごとの宿泊施設の証明書を添付してください。

**【郵送先】**

〒874-0920 大分県別府市北浜2-10-19 グランメールビル4階  
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合

※20名以上の団体旅行につき、人数に応じて以下の金額を助成する。

- ・バス1台の参加者 20人～29人 @20,000円
- ・バス1台の参加者 30人以上 @30,000円

■事務局確認後の決定金額

円

送金手数料は差し引かせていただきます。

会社名・社印	印
担当者 氏名	
TEL / FAX	TEL: _____ / FAX: _____

# 宿泊証明書

旅行会社名								様
団体名								様
宿泊日	平成	年	月	日	曜日			
宿泊人員								名様
バス会社名								
発地	県			市・町・村				
年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
	名	名	名	名	名	名	名	
性別	男性 名			女性 名				

施設スタンプ	領収スタンプ

平成 年 月 日

上記団体様がお泊りいただいたことを証明いたします。

取扱者名

印

(様式3)

平成 年 月 日

殿

九重町団体旅行誘致助成事業事務局

印

平成23年度 緊急対策九重町団体旅行誘致助成事業  
助成金額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告がありました標記事業について、下記のとおり助成金額を決定しましたので通知します。

記

助成金額 ￥

(様式4)

平成 年 月 日

九重町団体旅行誘致助成事業事務局 殿

住 所

名 称

代表者

㊞

平成23年度 緊急対策九重町団体旅行誘致助成事業  
助成金請求書

平成 年 月 日付けで額の決定通知のありました標記事業について、  
助成金 円を交付されますよう請求します。

記

〔振込先〕

金融機関名： 銀行 支店

口座種別：

口座番号：

口座名義：

(フリガナ) ( )